

令和5年7月3日
環境創造局農政推進課

農地の転用の許可審査基準の一部改正について

横浜市では、農地法に基づく農地の転用の許可（法第4条及び第5条）処分を行っています。この処分の判断基準である「農地の転用の許可審査基準」について、農林水産省の運用と同様の内容へ改正します。

つきましては、審査基準の改正案について、市民の皆様からの御意見を募集します。

1 意見公募期間

令和5年7月3日（月）から令和5年8月3日（木）まで（必着）

2 意見提出方法

御意見は「意見提出書」に御記入のうえ、次のいずれかの方法により、「横浜市環境創造局農政部農政推進課農地担当」宛てに御提出願います。

なお、電話による御意見は御遠慮くださいますようお願いいたします。

(1) 電子メールの場合

電子メールアドレス：ks-noseisuishin@city.yokohama.jp

(2) 郵送の場合

郵送先：〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

(3) F A Xの場合

F A X番号：045-664-4425

3 注意事項

- (1) いただいた御意見に対して、個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- (2) いただいた御意見の内容につきましては、氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、公開される可能性がありますので、あらかじめ御承知おきください。
- (3) 個人情報は適正に管理し、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。
- (4) その他個人情報については、「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従って適切に取り扱います。

4 御不明な点についてのお問合せ先

横浜市環境創造局農政部農政推進課農地担当

電話：045-671-2631 FAX：045-664-4425

電子メール：ks-noseisuishin@city.yokohama.jp